

2023年12月12日

学生 各位

北里大学長
島袋香子

「新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）学生対象」廃止のお知らせ

学生のみなさんには、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の5類感染症に変更以降も感染対策等をお願いしてきました。5類移行後の感染状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）学生対象」は、本通知をもって廃止します。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染リスクは、依然として残っているため、「学生向け第34報」を参考に、引き続き政府が推奨する感染対策を心掛け、ご自身の健康には十分ご注意ください

また、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど出席停止が必要となる主な感染症の出席停止期間、発熱等体調不良時の登校再開基準は次の通りですので、お知らせします。

■出席停止が必要となる主な感染症とその期間

感染症	出席停止期間（登校再開基準）
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
感染性胃腸炎（疑い含む）	症状消失から48時間経過するまで
その他学校保健安全法で出席停止が必要な感染症	学校保健安全法の出席定期期間が経過するまで、また医師が登校許可するまで

■上記感染症を除く体調不良時の登校再開基準

主な症状	出席停止期間（登校再開基準）
37.5℃以上の発熱	解熱剤を使用せず解熱した日まで (解熱剤を使用せず解熱した日の翌日より登校可)
咽頭痛・咳等の感冒症状	症状が軽快した日まで (症状が軽快した日の翌日より登校可)

■参考

- ・[新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）【第34報】学生対象](#)

以上